65th 報告書

（第65回定時株主総会招集ご通知添付書類）

2014.4.1 ▸▸ 2015.3.31

FINANCIAL REPORT

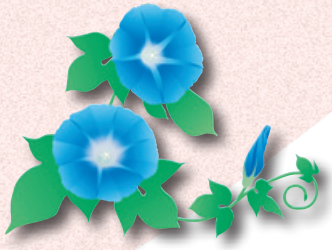

みらかホールディングス株式会社

みらかグループは、
製品とサービスにおける
新しい価値の創造を通じて、
健康で豊かな社会づくりと
世界の医療に貢献します。

代表執行役社長 **鈴木 博正**

目　次

株主のみなさまへ …… 1
（第65回定時株主総会招集ご通知添付書類）
事業報告 …… 2
連結貸借対照表 …… 24
連結損益計算書 …… 25
連結株主資本等変動計算書 …… 26
貸借対照表 …… 31
損益計算書 …… 32
株主資本等変動計算書 …… 33
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 …… 37
会計監査人の監査報告書 …… 38
監査委員会の監査報告書 …… 39
（ご参考）
連結財務指標 …… 40
会社概要／株式の状況／所有者別株式の状況／お知らせ …… 41

株主のみなさまへ

株主のみなさまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は当社グループに格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

第65期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の決算につきまして、ご報告を申しあげます。

当連結会計期間の日本経済は、円安の進行に伴って輸出企業を中心とした業績回復が進み、一方、2014年4月の消費税増税による消費の落ち込みも年後半にかけて改善、原油価格の低下による物価上昇の緩和効果も相まって、広範な業種の企業活動の活発化を下支えに株価の上昇と景気回復が進行した1年でした。医療関連産業を取り巻く環境としては、4月の消費税増税と診療報酬改定によって、医療機関および受診者行動は一時的に抑制的な影響を受けたものの、年後半からは安定化したように見受けられます。ただ、今後の老齢人口の増加や医療費増大の見通しを考えると、医療支出の抑制や医療の効率化を求める動きは強まっているものと思われます。特に検体検査領域では、国内の競争は一段と激化し、顧客からの価格引き下げ圧力は一層強まっており、価格低下の状況下で生き残れる事業構造への変革と新しい付加価値の創造を実現できる企業への転換が益々求められてきております。

このような環境のなか、当社グループの当連結会計期間の業績は、当初の見通しに比べ成長率は低下したものの、増収・増益を確保し、昨年に比べ売上高で0.6%増、営業利益で1.1%増を達成しました。

臨床検査薬事業では、国内売上高が増税前の駆け込み需要の反動・低利益製品の整理・終売等の影響で大幅な減収となったのに対し、海外売上高は原材料供給や海外ルミパルス製品が堅調に成長したこと、および為替の円安効果等により増収となり、国内の減収をほぼ相殺した結果、前年並みの売上高となりました。営業利益は14.5%の大幅増益となりましたが、これは国内の利益率が改善したこと、および海外の売上増によるものです。

受託臨床検査事業でも、国内売上高が価格下落の影響等から減収となりましたが、これを海外売上高の伸びで吸収して微増収となりました。一方、利益面では、国内の減収による利益低下を海外の増益が補いきれず6.7%の減益となりました。

ヘルスケア関連事業では、滅菌事業は増収増益を維持しましたが、治験事業が減収（−5.0%）・減益（−37.5%）と不調で、これを含め事業全体では増収（1.2%）・減益（−10.8%）の結果となりました。

さて、2014年度は第4次中期経営計画（2014年度〜2017年度）の初年度でしたが、国内の不調を海外がカバーする結果となり、今後の成長の実現には大きな課題が残る結果となりました。中期経営計画2年目に当たる2015年度は、国内売上高を再び成長方向に戻すことに注力したいと思いますが、その上で、受託臨床検査事業における新システムの稼働を契機に更なる競争力の強化と効率化を図り、環境変化に対応した事業構造の変革を合わせて進めてまいる所存です。

経営陣一同、会社の更なる飛躍と成長に向けて全力を尽くす覚悟ですので、株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

事業報告（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済の回復が進む一方、新興国では成長の鈍化が続いており、全体として緩やかな成長基調となっております。

わが国においては、外需企業を中心に企業収益が改善したものの、個人消費は消費税率引き上げによる落ち込み以降の持ち直しが小幅なものとなっており、全体として景気回復にもたつきがみられました。

臨床検査業界におきましては、引き続く価格低下圧力及び同業他社との競争激化を反映して、厳しい事業環境が継続しております。

このような環境のなか、当社グループといたしましてはさらなる成長を遂げるための経営諸施策に積極的に取り組んでまいりました。

これらの結果といたしまして、当連結会計年度の売上高は204,667百万円（前期比0.6%増）となりました。国内受託臨床検査事業において検査価格の下落等により減収となったものの、円安が進行したこと及び平成25年10月に米国で病理検査サービスを提供するLakewood Pathology Associates, Inc.（d/b/a PLUS Diagnostics）を子会社化したことにより、結果として増収となりました。利益面では、増収による利益増のほか、臨床検査薬事業におけるプロダクトミックスの変動の影響などから、営業利益は27,012百万円（前期比1.1%増）、経常利益26,566百万円（前期比2.0%減）、当期純利益16,002百万円（前期比4.4%増）となりました。

なお、当社は、Baylor College of Medicine（President & CEO:Paul Klotman、本部：米国テキサス州、以下、「BCM」）が、その遺伝学検査等に関する臨床検査事業を行う部門であるMedical Genetics Laboratoriesにかかる事業を譲渡することにより設立する遺伝学的検査会社Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLCにつき、平成27年2月2日に当社の米国中間持株会社であるMiraca USA, Inc.を通じ、BCMより60%の持分の取得を完了しました。当該合弁会社は、当社の持分法適用の関連会社となります。

以下、事業別の概況をご報告申し上げます。

		対前期比
売上高	204,667百万円	0.6%増
営業利益	27,012百万円	1.1%増
経常利益	26,566百万円	2.0%減
当期純利益	16,002百万円	4.4%増

臨床検査薬事業

売上高/営業利益（単位:百万円）

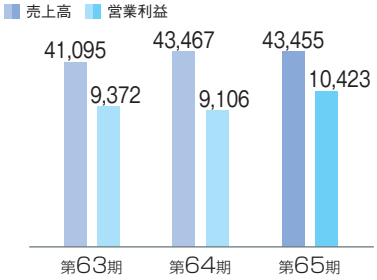

受託臨床検査事業

売上高/営業利益（単位:百万円）

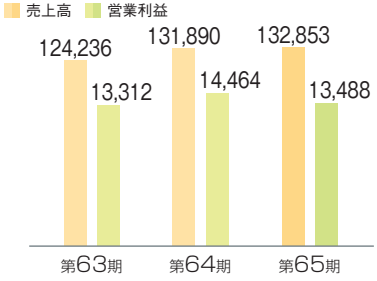

ヘルスケア関連事業

売上高/営業利益（単位:百万円）

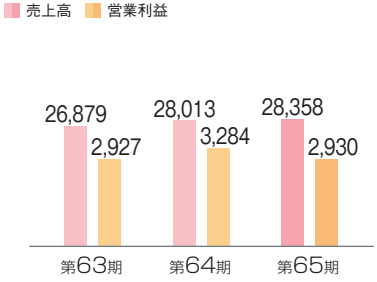

臨床検査薬事業

国内における消費税率の引き上げにより製品流通在庫が調整局面となったものの、海外売上の伸長と円安効果によりほぼ前年並みの売上高となりました。利益面では、プロダクトミックスの変動の影響が主要因で増益となりました。これらの結果、売上高は43,455百万円（前期比0.0%減）、営業利益は10,423百万円（前期比14.5%増）となりました。

受託臨床検査事業

検査受託価格の下落等により国内事業が減収となった一方、米国で平成25年10月にLakewood Pathology Associates, Inc.（d/b/a PLUS Diagnostics）を子会社化したことなどから、結果として増収となりました。利益面では、米国子会社の増益が国内事業の検査価格下落を主要因とする減益を補えず、結果として減益となりました。これらの結果、売上高は132,853百万円（前期比0.7%増）、営業利益は13,488百万円（前期比6.7%減）となりました。

ヘルスケア関連事業

滅菌事業につきましては、継続して受託病院の新規獲得に努めた結果、売上高は16,976百万円（前期比7.5%増）となりました。

治験事業につきましては、引き続き新規案件の獲得に注力しましたが、一部試験の開始遅延の影響などから、売上高は5,225百万円（前期比5.0%減）となりました。

これらの結果、ヘルスケア関連事業の売上高は28,358百万円（前期比1.2%増）、営業利益は2,930百万円（前期比10.8%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当連結会計年度中にBaylor Miraca Genetics Laboratories, LLCの持分取得に係る資金として、金融機関より長期借入金10,000百万円の調達を行いました。

②設備投資

a．当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

b．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

受託臨床検査事業における次世代システム

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

④他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

受託臨床検査事業におきまして、Baylor College of Medicine（President & CEO：Paul Klotman、本部：米国テキサス州、以下、「BCM」）が、その遺伝学検査等に関する臨床検査事業を行う部門であるMedical Genetics Laboratoriesにかかる事業を譲渡することにより設立する遺伝学的検査会社Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLCにつき、平成27年2月2日に当社の米国中間持株会社であるMiraca USA, Inc.を通じ、BCMより60%の持分を取得しました。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第62期（平成24年3月期）	第63期（平成25年3月期）	第64期（平成26年3月期）	第65期（当連結会計年度）（平成27年3月期）
売上高（百万円）	175,388	192,211	203,371	204,667
経常利益（百万円）	22,669	25,739	27,118	26,566
当期純利益（百万円）	12,311	14,871	15,322	16,002
1株当たり当期純利益（円）	211.33	254.92	261.48	274.82
総資産（百万円）	207,868	220,912	242,159	262,203
純資産（百万円）	114,523	137,335	157,348	171,851

(4) 対処すべき課題

当社は、国内外での競争力を一層高めるとともに、海外における事業の成長を加速すべく、平成26年5月、目指すべき10年後の姿を設定いたしました。

当社グループが目指す10年後の姿

・連結売上高：5,000億円程度

・海外売上高比率：約50%

上記10年後の姿は、各事業のオーガニックな成長とM&Aによって実現することを前提としております。

当社は、平成26年5月、かかる10年後の姿への成長を可能とするための基盤構築のフェーズと位置付けるべく、オーガニックな成長を前提として、①競争による事業拡大、②新しい製品・サービスの創出及び③グローバル市場への本格参入を基本的な成長戦略の柱とする第4次中期経営計画を策定いたしました。

その概要は以下のとおりです。

①臨床検査薬事業

・ルミパルス製品の地理的拡大

既に参入済みの欧州及びアジア市場において、ビタミンD等の差別化項目によりルミパルス製品の市場開拓を加速するとともに、最大市場である米国への早期参入を目指します。これにより海外ルミパルス事業の早期の収益化を目指します。

・グローバル事業体制の構築

マネジメント、オペレーション（購買、生産、物流）及び研究開発の各分野において、グローバル体制で推進する仕組みを構築し、持続的な成長の基盤を整備してまいります。

・ルミパルス製品の国内シェア拡大

国内においては、ルミパルス試薬ラインナップのさらなる拡充を進めるとともに、シェア拡大のための販売活動を強化してまいります。

・新規事業開発

免疫外領域への参入を見据え、新規領域に関する事業開発を強化するとともに、既存製品については市場のニーズを適切に見極め、選択と集中を進めてまいります。

②受託臨床検査事業

・国内開業医市場の獲得

販売体制の強化及びラボ機能の戦略的再編（地域分散化）により、顧客ニーズに合った検査サービスを提供し、これにより開業医市場でのシェア拡大を図ってまいります。

・次世代システムの導入による競争力強化

次世代システム（平成27年度本格稼動予定）の導入により、集荷・検体受付業務を効率化するとともに、検査の標準化、報告スピードの改善及びトレーサビリティの強化を実現し、顧客である医療機関の利便性を高めてまいります。

・新たな検査サービスの開発

コンパニオン診断関連検査、ゲノム解析など先端的な検査サービスを他社に先駆けて導入することに努めます。また、新しい検査サービスによる事業開発の機会を積極的に探索いたします。

・海外事業の成長

米国 Miraca Life Sciences社においては、規模拡大による競争力の強化とコスト構造の改善を並行して進め、これにより米国における病理専門ラボとしてトップの地位の確立を目指します。また、新興国においては、国内及び米国で培ったノウハウをもとにアジア市場に本格参入し、受託臨床検査事業の地理的拡大を進めてまいります。

③ヘルスケア関連事業

滅菌事業においては、地理的拡大に努めるとともに、周辺サービスラインナップの拡充によりさらなる売上成長を目指します。また、治験事業においては、国内販売活動を強化しシェア拡大を図るとともに、国際共同治験の獲得及び新規市場の発掘に注力いたします。

④M&A戦略

前中期に引き続き、M&Aを中長期的な成長のための重要施策として位置付けてまいります。健全な財務体質を維持しつつ、各事業の成長と収益力の強化により生み出されるキャッシュフローを、競争力強化と成長のためのM&Aに活用してまいります。

⑤積極的な株主還元

将来の経営環境の変化とM&A・研究開発など将来の成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当を中心に株主のみなさまに積極的な利益還元を図っていくことを目標としております。「継続かつ安定的な増配を行う」との基本方針に基づき、30%を超える連結配当性向を今後も継続してまいります。

（5）主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査薬の製造・販売、臨床検査の受託とヘルスケア関連を主な事業としております。

(6) 主要な事業所並びに使用人の状況

①主要な事業所（平成27年3月31日現在）

みらかホールディングス株式会社	本社	東京都新宿区
富士レビオ株式会社	本社 支店 研究所 工場	東京都新宿区 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台　ほか 八王子 八王子、宇部
株式会社エスアールエル	本社 営業所 検査施設	東京都新宿区 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡　ほか 八王子、北海道、金沢、静岡、愛知、大阪、福岡　ほか
Miraca USA, Inc.	本社	米国
Miraca Life Sciences, Inc.	本社	米国
Fujirebio America, Inc.	本社	米国
Fujirebio Diagnostics, Inc.	本社	米国
Fujirebio Europe N.V.	本社	ベルギー
株式会社日本医学臨床検査研究所	本社	京都府久世郡久御山町
日本ステリ株式会社	本社	東京都千代田区
株式会社エスアールエル・メディサーチ	本社	東京都新宿区

②使用人の状況（平成27年3月31日現在）

セグメントの名称	使用人数（名）
臨床検査薬事業	1,108　（　145）
受託臨床検査事業	3,696　（3,201）
ヘルスケア関連事業	1,275　（3,094）
全社（共通）	61　（　　7）
合　　計	6,140　（6,447）

（注）1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.「全社（共通）」は、当社の就業人員であります。

（7）重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
富士レビオ株式会社	100.0%	臨床検査薬事業
株式会社エスアールエル	100.0%	受託臨床検査事業
Miraca USA, Inc.	100.0%	持株会社
Miraca Life Sciences, Inc.	100.0% （間接所有）	受託臨床検査事業
Fujirebio America, Inc.	100.0% （間接所有）	持株会社
Fujirebio Diagnostics, Inc.	100.0% （間接所有）	臨床検査薬事業
Fujirebio Europe N.V.	100.0% （間接所有）	臨床検査薬事業
株式会社日本医学臨床検査研究所	100.0% （間接所有）	受託臨床検査事業
日本ステリ株式会社	100.0% （間接所有）	滅菌事業
株式会社エスアールエル・メディサーチ	100.0% （間接所有）	治験事業

（注）1. 富士レビオ株式会社と株式会社テイエフビーは、平成26年4月1日を効力発生日として、富士レビオ株式会社を存続会社、株式会社テイエフビーを消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. Miraca USA, Inc.は、Miraca Life Sciences, Inc.の株式を100%間接所有する持株会社であります。
3. Fujirebio America, Inc.は、Fujirebio Diagnostics, Inc.の株式を100%所有する持株会社であります。

（8）主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	8,300 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,500
株式会社三井住友銀行	2,700
株式会社北陸銀行	500
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

（9）剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策の一つとして位置付けており、連結配当性向を重視しつつ、中長期的な業績及び財務状況の見通しをも総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本としております。

内部留保金は、中長期的な成長につながる事業投資として、主に研究開発及び事業基盤強化・拡充のための資金に充当してまいります。

平成27年5月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項
・配当金の総額　2,616百万円
・配当金の原資　利益剰余金
・1株当たり配当額　46円
・基準日　平成27年3月31日
・効力発生日　平成27年6月2日
次期配当金につきましては、1株につき年間110円を予定しております。

（10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

株式の状況

①発行可能株式総数　200,000,000株

②発行済株式の総数　57,137,966株

（注）1. 新株予約権の行使により129,500株増加しております。
2. 自己株式の消却により1,917,100株減少しております。
3. 1単元の株式数は、100株であります。
4. 上記には、自己株式248,069株を含んでおります。

③株　主　数　5,327名

④上位10名の株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,404,800株	5.98%
TAIYO FUND, L.P.	2,229,000株	3.92%
株式会社みずほ銀行	2,132,155株	3.75%
第一生命保険株式会社	2,000,737株	3.52%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,802,294株	3.17%
日本生命保険相互会社	1,538,673株	2.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,483,000株	2.61%
明治安田生命保険相互会社	1,272,200株	2.24%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,017,471株	1.79%
MELLON BANK,N.A.AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	939,671株	1.65%

（注）1. 持株比率は、自己株式248,069株を除いて計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数は、信託業務に係るものです。
3. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,131,500株（持株比率3.75%）を含んでおります。

3. 新株予約権等に関する事項

（1）会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成27年3月31日現在）

第5回新株予約権	
決議年月日	平成21年6月23日
新株予約権の数	170個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	7名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　17,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　2,400円
新株予約権の行使期間	自　平成23年7月 1 日 至　平成27年6月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第6回新株予約権	
決議年月日	平成22年6月23日
新株予約権の数	230個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	7名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　23,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　2,746円
新株予約権の行使期間	自　平成24年7月 1 日 至　平成28年6月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成23年6月23日
新株予約権の数	235個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	7名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　23,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　3,359円
新株予約権の行使期間	自　平成25年7月 1 日 至　平成29年6月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第8回新株予約権	
決議年月日	平成24年6月26日
新株予約権の数	190個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	8名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　19,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　3,480円
新株予約権の行使期間	自　平成26年7月 1 日 至　平成30年6月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成25年6月25日
新株予約権の数	310個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	8名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　31,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　4,775円
新株予約権の行使期間	自　平成27年7月 1 日 至　平成31年6月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成26年7月4日
新株予約権の数	11,856個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	8名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　11,856株
新株予約権の発行価額	1株当たり　4,348円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　1円
新株予約権の行使期間	自　平成29年8月 1 日 至　平成34年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。 新株予約権者が当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、「当社グループ会社」という。）に在任している期間中において、法令又は当社グループ会社の定款に違反した場合、当社は、取締役会の決議により、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部について、その行使を制限することができる。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年6月24日
新株予約権の数	710個
交付された者の人数 当社子会社取締役 当社子会社従業員	 21名 7名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　71,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり　5,185円
新株予約権の行使期間	自　平成28年8月 1 日 至　平成32年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の分割行使はできないものとする(新株予約権1個を最低行使単位とする。)。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取　締　役	鈴　木　博　正	—	富士レビオ株式会社　取締役会長 株式会社エスアールエル　取締役
取　締　役	小　川　眞　史	—	株式会社エスアールエル　代表取締役社長
取　締　役	小　山　剛　史	—	富士レビオ株式会社　代表取締役社長
取　締　役	服　部　暢　達	—	
取　締　役	金　子　恭　規	—	
取　締　役	能　仲　久　嗣	—	
取　締　役	井　口　直　樹	—	
取　締　役	石　黒　美　幸	—	
取　締　役	伊　藤　良　二	—	

（注）1. 服部暢達氏、金子恭規氏、能仲久嗣氏、井口直樹氏、石黒美幸氏、伊藤良二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、服部暢達氏、金子恭規氏、能仲久嗣氏、井口直樹氏、伊藤良二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会	委員長	服部暢達
	委員	鈴木博正、金子恭規、能仲久嗣、伊藤良二
監査委員会	委員長	能仲久嗣
	委員	金子恭規、井口直樹、石黒美幸
報酬委員会	委員長	井口直樹
	委員	鈴木博正、服部暢達、石黒美幸、伊藤良二

(2) 執行役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表執行役	鈴木博正	社長	(1)取締役の状況参照
代表執行役	小川眞史	専務、社長補佐	(1)取締役の状況参照
執行役	田澤裕光	専務、 法務・CSR担当、 内部統制担当	株式会社エスアールエル　取締役会長
執行役	小山剛史	常務、グローバルIVD担当	(1)取締役の状況参照
執行役	工藤志郎	財務担当	株式会社エスアールエル　専務取締役
執行役	芦原義弘	R&D担当	富士レビオ株式会社　代表取締役専務 株式会社先端生命科学研究所　代表取締役社長
執行役	木村博昭	経営管理担当、 IR担当、総務担当、 人事担当、IT担当	
執行役	北村直樹	経営戦略担当	株式会社エスアールエル　取締役

(3) 当事業年度に係る取締役及び執行役ごとの報酬等の総額

区　分	人数（名）	報酬等の額（百万円）	摘要
取締役	7	77	—
執行役	8	267	—
計	15	345	—

(注)
1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していないため、取締役には執行役を兼務する取締役は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には執行役に対する業績連動型報酬61百万円が含まれております。
3. 上記の報酬等の額に含まれる代表執行役2名に対する当事業年度報酬額は合計99百万円であります。
4. 代表執行役を含む執行役8名は、事業会社の役員を兼務しており、別途69百万円の役員報酬が支払われております。
5. 上記の報酬等の額には、ストックオプション（平成24年6月26日開催の第62回定時株主総会決議、平成25年6月25日開催の第63回定時株主総会決議及び平成26年7月4日開催の取締役会決議）による報酬額24百万円（執行役8名に対し24百万円）が含まれております。

（4）報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

報酬委員会は、当社の取締役・執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役・執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

①報酬体系

当社の取締役・執行役が受ける報酬については、グループ経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を中心に支給し、退任時に退職慰労金は支給しない。業績連動型報酬については、売上高、経常利益、キャッシュ・フロー等を業績判定基準とし、その達成状況に応じて変動させる。

取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

②取締役報酬

取締役については、各取締役の職務内容を鑑みて、無報酬又は確定金額報酬、業績連動型報酬及びストックオプションの組み合わせとして定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

社外取締役の報酬については、定められた確定金額報酬及びストックオプションの組み合わせに加え、監督活動の頻度・時間に応じた報酬を加味して支給する。

③執行役報酬

執行役については、各執行役の職務内容を鑑みて、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプションの組み合わせで定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

（5）社外役員の主な活動状況

①取締役会及び各委員会への出席状況（出席回数／当事業年度中の開催回数）

区　分	氏　名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
取　締　役	服　部　暢　達	14/14	10/10	—	11/11
取　締　役	金　子　恭　規	14/14	10/10	24/24	4/4
取　締　役	能　仲　久　嗣	14/14	7/7	24/24	4/4
取　締　役	井　口　直　樹	14/14	—	24/24	11/11
取　締　役	石　黒　美　幸	14/14	—	24/24	11/11
取　締　役	伊　藤　良　二	11/11	7/7	—	7/7

（注）1. 取締役 金子恭規氏は、平成26年6月24日付で報酬委員会委員を退任したため、報酬委員会については、退任以前の出席状況となります。
2. 取締役 能仲久嗣氏は、平成26年6月24日付で報酬委員会委員を退任したため、報酬委員会については、退任以前の出席状況となります。また、同日付で指名委員会委員に就任したため、指名委員会については、就任以降の出席状況となります。
3. 取締役 伊藤良二氏は、平成26年6月24日付で新任取締役、指名委員会委員及び報酬委員会委員に就任したため、就任以降の出席状況となります。

②当事業年度における主な活動の状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取　　締　　役	服　部　暢　達	指名委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、経営戦略・事業戦略の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
取　　締　　役	金　子　恭　規	取締役会において、海外で培われた医療分野における先端技術等の専門的見地及び経営戦略の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取　　締　　役	能　仲　久　嗣	監査委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取　　締　　役	井　口　直　樹	報酬委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会において、保険・年金・医療に関する行政に長年にわたり従事された経験に基づく幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取　　締　　役	石　黒　美　幸	取締役会において、企業法務に精通した法律家としての視点より、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取　　締　　役	伊　藤　良　二	取締役会において、経営コンサルタント・事業会社経営者としての豊富な経験の中で培われた見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を行っております。

（6）責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月27日開催の第56回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

（7）当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区　分	人数（名）	報酬等の額（百万円）	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の額（百万円）
社　外　役　員	7	77	—

5. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

あらた監査法人

（2）会計監査人に対する報酬等の額

①当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　74百万円

②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　74百万円

③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額　40百万円

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社のうち、富士レビオ株式会社、台富製薬股份有限公司及びFujirebio Europe N.V.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査委員会が選定した監査委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題として認識しており、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決定につながる経営機構の確立に努めております。

そのため、当社は、平成17年6月27日より委員会設置会社に、同年7月1日よりグループを統轄する純粋持株会社に移行しております。

（2）会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

①会社の機関

監督と執行の明確な分離と事業を迅速に運用できる執行体制の確立並びにグループ会社統治の高度化を目的として委員会設置会社の経営形態を採用し、法令に基づき、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。

取締役会は毎月1回以上開催され、各委員会からの報告、執行役からの業務執行状況及び経営目標の達成状況の報告を受け、

タイムリーな経営情報の把握／監督が行われております。また、取締役9名のうち6名を社外取締役とし、各分野の有識者を招聘しております。

②内部統制システムの整備状況

当社は下記の基本方針に基づき、内部統制を整備しております。

1）経営の基本方針

当社は、以下の経営理念と経営方針を企業経営の基本方針とする。

＜経営理念＞

みらかグループは、製品とサービスにおける新しい価値の創造を通じて、健康で豊かな社会づくりと世界の医療に貢献します。

＜経営方針＞

イ）顧客ニーズに応えることを最優先とし、高品質な商品、情報、サービスを提供します。

ロ）環境保全に万全を尽くし、地域社会との良好な関係維持に努めます。

ハ）社員一人ひとりの個性を伸ばし、公平な機会と公正な評価による働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

ニ）誠実で健全な経営を行い、ステークホルダーの信頼に応えます。

2）行動指針

当社は、企業グループとして、また、当社で働く全ての役員及び社員が守るべき規範を役員・社員が日々の活動の中で具体化できるよう、みらかグループ企業行動指針を定め、役員・社員が日々の企業活動の中で実践するよう努めます。

3）監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とする。

4）前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会事務局の使用人は、監査委員の指示に従い行動するものとする。

・監査委員会事務局の使用人の任免、人事考課･異動等の処遇及び予算配分等については、あらかじめ監査委員会に説明し、事前承認を得るものとする。

5）執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、法令に定める事項のほか、主に以下の事項の報告を求めることができる。

イ）当社グループの内部統制に関わる部門の活動概要

ロ）当社グループの重要な会計方針・会計基準及びその変更

ハ）重要開示書類の内容

ニ）その他、当社社内規程に規定された報告事項

6）その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員は、以下の各号に定める権限を有する。

イ）他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限

ロ）当社の業務及び財産の状況を調査する権限

ハ）監査委員会の権限を行使するため、必要に応じて、当社の子会社もしくは連結子会社に対して事業の報告を求め、又は当社の子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査する権限

ニ）その他、法令の範囲で、監査に関し監査委員会が必要と認める権限

・監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席する取締役、執行役及び使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。

・監査委員会の指名した監査委員は、必要に応じて、グループ会社も含めた会社の重要な会議に出席できる。

7）当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社・関連会社管理規程及び子会社役員の責任及び権限についての取り決めに基づき、子会社の運営・管理を実施し、子会社の業務の適正を確保する。

・以下の内容を骨子とした管理体制を構築し、企業集団における業務の適正を確保する。

イ）当社及び主要事業子会社を対象範囲とする。

ロ）業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守を目的とする。

ハ）リスク管理規程に基づき、企業集団のリスクマネジメントを推進する。

ニ）主要業務プロセスのフローチャートを事業子会社も含め策定し、業務の標準化を図るとともに、適切なリスク対応を実施する。

ホ）内部監査部門による内部統制システムの監査を実施する。

・定期的に各グループ会社における内部統制部門間での報告及び意見交換を行い、また、監査委員会とグループ会社の監査役との連携強化を図る目的で、定期的な監査連絡会を開催する。

8）執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、職務執行文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

9）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理システムを構築し、これをリスク管理委員会が推進することにより損失の危険を管理する。

10）執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・各執行役は、執行役職務分掌規程に基づき職務を遂行する。

・各執行役は、執行役会規程に基づき執行役会において、必要な協議及び報告を行う。

11）執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・みらかグループ企業行動指針により、企業の構成員として守るべき規範を明示するとともに、みらか企業行動委員会は企業行動委員会運営規程に基づき、執行役及び使用人の職務の執行が法令、定款及びみらかグループ企業行動指針に適合するために必要な施策を実施する。

・みらか企業行動委員会は、企業内の違法行為等を早期に発見し、対応するために内部通報体制を整備し運営する。

・内部監査部門は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

③内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査部門（当社の内部監査部門（14名）が各事業会社の内部監査部門を統括）は、経営及び業務の適法性、的確性及び効率性を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を行うとともに、同規程に基づき内部統制の独立的評価を定期的に行っ

ており、その結果及びその後のフォローアップ状況について担当執行役を介して取締役会及び監査委員会へ報告が行われております。

監査委員会は委員4名、事務局員1名で構成され、各委員は執行役会、開示委員会、リスク管理委員会等の主要会議に出席するとともに、内部監査部門、事業会社監査役会との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取締役会に報告されております。また、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるなど、定期的な意見交換を行っております。

内部統制については、当社の内部統制推進部門（6名）が各事業会社の内部統制推進部門を統括し、当社グループの内部統制の整備、運用を推進しており、内部監査部門の定期的な内部統制評価を受けるとともに、定期的な連絡会を実施しており、その内容は監査委員会事務局により監査委員会に報告されております。

④会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山田雅弘氏、澤山宏行氏、椎野泰輔氏であり、あらた監査法人に所属し、当社監査委員会監査と会計監査の相互連携により会計監査業務を行っております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、日本公認会計士協会準会員2名及びその他8名であります。

⑤社外取締役との関係

当社の社外取締役は6名であります。

社外取締役服部暢達氏は、国際企業戦略について大学院で教鞭をとられている教授であり、企業経営における経営戦略・事業戦略の視点より、当社経営陣に対して独立の立場で意見をいただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役金子恭規氏は、医師としての専門的な知識や経験を有し、かつ、長年にわたり海外で培われた医療分野における先端技術に対する見識は、当社の企業経営にとって不可欠な要素であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役能仲久嗣氏は、株式会社東芝の経営に長年にわたって携わられ、その中で培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく助言は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役井口直樹氏は、わが国において長年にわたり保険・年金・医療に関する行政に従事され、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただける専門家であり、その見識に基づく助言は当社の医療サービスにとって貴重であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役石黒美幸氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、企業法務に精通した法律家としての視点より、当社経営陣に対して独立の立場で意見をいただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役伊藤良二氏は、政策･メディア研究について大学院で教鞭をとられている教授であり、かつ、経営コンサルタント･事業会社経営者としての豊富な経験の中で培われた見識を当社の経営に活かしていただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であります。

上記社外取締役6名と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。また、社外取締役金子恭規氏が代表を務めるスカイライン・ベンチャーズ社並びに社外取締役伊藤良二氏が代表を務める㈱プラネットプランと当社との間には、いずれも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役能仲久嗣氏が平成21年6月まで取締役代表執行役副社長に在任した株式会社東芝から、当社は製品等の一部を購入していますが、その金額は当社の売上高の1%未満と軽微であり、独立性に影響を与えるおそれはないと認識しております。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、社外取締役の客観性及び中立性を確保するため、その選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を参考にしております。

上記のとおり、当社は、社外取締役の客観性、中立性及び専門性を重視し、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たす役割を公正に認識し、経営者の職務執行が妥当なものであるかを監督するとともに、幅広い分野の知識、経験を経営に活用するなどの観点から社外取締役を選任しており、上記各取締役はガバナンス上、経営から独立した役割をはたすことが期待されております。

なお、社外取締役6名は取締役会を通じて、内部監査、内部統制評価、監査委員会監査、会計監査人による監査の状況の報告を受け適宜意見を述べるとともに、うち4名が、監査委員会委員として内部監査部門、子会社監査役会及び子会社監査役との定期的な連絡会を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであり、当社株主のみなさまが適切な判断を行うためには、当社株式の買付け等が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主のみなさまに十分な情報が提供される必要があると考えます。

そして、対価の妥当性等の諸条件、買付けが当社グループの経営に与える影響、買付者による当社グループの経営方針や事業計画の内容等について当社株主のみなさまに十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付け等の提案の中には、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

当社は、平成19年5月23日に開催された当社取締役会において、以上の内容を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とすることを決定いたしました。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画の着実な実行、積極的な株主還元、及びコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じて、企業価値・株主共同の利益の向上に取組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えています。なお、以下に掲げる取組みは、その内容から、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことは、明らかであると考えています。

1．中期経営計画の実行を通じた企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

臨床検査業界は、国内市場の成長鈍化とグローバル化の進展から、一段と厳しい競争の時期を迎えております。このような環境の中、当社は、将来のさらなる成長の基盤を構築すべく、①競争による事業拡大、②新しい製品・サービスの創出及び③グローバル市場への本格参入を基本的な成長戦略の柱として第4次中期経営計画を平成26年5月に策定いたしました。

中期経営計画の概要は「1．企業集団の現況に関する事項　（4）対処すべき課題」に記載のとおりです。

2．積極的な株主還元を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では、将来の経営環境の変化とM&A・研究開発など将来の成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当を中心に株主のみなさまに積極的な利益還元を図っていくことを目標としています。

3．コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では平成17年6月より委員会設置会社に移行し、監督と執行を明確に分離し、業務執行を迅速に展開できる執行体制を確立しております。コーポレート・ガバナンス体制の観点からは、取締役9名のうち6名を独立性の高い社外取締役とし、法令に従って監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置してさらなる経営の透明性確保、公正性の向上を目指した取組みを継続しています。インセンティブ・報酬の観点からは、企業価値・株主共同の利益を向上させることを最重要課題と位置付け、執行役に対する業績連動型報酬制度を導入するとともに、業績との連関が高くない退職慰労金制度を廃止し、また株主のみなさまと執行役その他従業員の利益を共有化する目的からストックオプション制度を導入しております。これら執行役･取締役に対する報酬は有価証券報告書、事業報告にて開示しております。その他、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた施策として、株主のみなさまが適切な議決権行使をしていただく時間を確保する目的から招集通知を株主総会の3週間以上前に発送するとともに、株主総会集中日を回避するなど、さまざまな施策を実施しています。また、これら適切なガバナンス体制の維持・強化の重要性から、内部統制システムの基本方針を定め、監査委員会による監査体制の強化、子会社・関連会社を含めた管理規程の整備を進め企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築するなど、さらなる整備強化を進めております。

Ⅲ．上記の取組みが上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記の取組みは、当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上に必要な内部留保の確保と株主のみなさまへの利益還元の適正な配分を図り、また、適切なコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図るものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであります。したがいまして、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**90,075**
現金及び預金	27,300
受取手形及び売掛金	38,734
リース投資資産	622
商品及び製品	4,790
仕掛品	5,026
原材料及び貯蔵品	5,096
繰延税金資産	3,050
その他	7,868
貸倒引当金	△2,413
固定資産	**172,127**
有形固定資産	**42,537**
建物及び構築物	17,803
機械装置及び運搬具	2,668
工具、器具及び備品	5,179
土地	8,920
リース資産	4,653
建設仮勘定	3,313
無形固定資産	**103,989**
のれん	59,428
顧客関連無形資産	31,467
ソフトウエア	2,416
リース資産	197
その他	10,478
投資その他の資産	**25,600**
投資有価証券	17,869
繰延税金資産	3,321
その他	4,426
貸倒引当金	△17
資産合計	**262,203**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**42,879**
支払手形及び買掛金	10,374
電子記録債務	1,437
1年内返済予定の長期借入金	6,000
リース債務	749
未払金	5,868
未払法人税等	4,075
繰延税金負債	47
賞与引当金	4,638
その他	9,687
固定負債	**47,471**
社債	10,000
長期借入金	12,150
リース債務	4,135
繰延税金負債	10,729
退職給付に係る負債	4,345
資産除去債務	887
その他	5,223
負債合計	**90,351**
（純資産の部）	
株主資本	**137,071**
資本金	8,666
資本剰余金	24,388
利益剰余金	105,224
自己株式	△1,209
その他の包括利益累計額	**34,553**
その他有価証券評価差額金	606
為替換算調整勘定	34,198
退職給付に係る調整累計額	△251
新株予約権	**227**
純資産合計	**171,851**
負債純資産合計	**262,203**

連結損益計算書（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**204,667**
売上原価		**124,272**
売上総利益		**80,395**
販売費及び一般管理費		**53,382**
営業利益		**27,012**
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	47	
保険配当金	148	
受取賃貸料	50	
業務受託料	69	
為替差益	777	
その他	234	**1,349**
営業外費用		
支払利息	589	
賃貸費用	52	
持分法による投資損失	286	
アドバイザリー費用	770	
その他	96	**1,796**
経常利益		**26,566**
特別利益		
固定資産売却益	1,477	
新株予約権戻入益	9	
その他	155	**1,642**
特別損失		
固定資産除却損	116	
事業構造改善費用	932	
減損損失	2,596	
その他	231	**3,877**
税金等調整前当期純利益		**24,331**
法人税、住民税及び事業税	10,603	
法人税等調整額	△ 2,273	8,329
当期純利益		**16,002**

連結株主資本等変動計算書（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,433	24,155	102,727	△ 541	134,775
会計方針の変更による累積的影響額			1,068		1,068
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,433	24,155	103,796	△ 541	135,843
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	233	233			467
剰余金の配当			△ 5,226		△ 5,226
当期純利益			16,002		16,002
自己株式の取得				△ 10,016	△ 10,016
自己株式の消却		△ 0	△ 9,348	9,348	−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	233	233	1,427	△ 667	1,227
当期末残高	8,666	24,388	105,224	△ 1,209	137,071

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,075	21,790	△ 535	22,330	242	157,348
会計方針の変更による累積的影響額						1,068
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,075	21,790	△ 535	22,330	242	158,417
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						467
剰余金の配当						△ 5,226
当期純利益						16,002
自己株式の取得						△ 10,016
自己株式の消却						−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 469	12,408	283	12,222	△ 15	12,207
連結会計年度中の変動額合計	△ 469	12,408	283	12,222	△ 15	13,434
当期末残高	606	34,198	△ 251	34,553	227	171,851

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　36社

主要な連結子会社

富士レビオ㈱、㈱エスアールエル、Miraca USA, Inc.（米国）、Miraca Life Sciences, Inc.（米国）、Fujirebio America, Inc.（米国）、Fujirebio Diagnostics, Inc.（米国）、Fujirebio Europe N.V.（ベルギー）、㈱日本医学臨床検査研究所、日本ステリ㈱、㈱エスアールエル・メディサーチ

（除外）2社

㈱テイエフビー（合併による）、㈱ヒューマンヘルスプロモーション（清算による）

②主要な非連結子会社の名称等

思裕（北京）医用技術有限公司、他1社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除外しております。

③他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、子会社としなかった当該他の会社の名称等

Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC（米国）

（子会社としなかった理由）

当社は、当社連結子会社であるMiraca USA, Inc.を通じて、Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC（BMGL）の議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、Baylor College of Medicine（BCM）とのMembership Interest Purchase Agreementに基づき、重要な会社意思決定への関与とみなされる年度事業計画の承認権限を当社だけでなくBCMも有することから、BMGLを子会社ではなく、持分法適用の関連会社としております。

⑵持分法の適用に関する事項

①持分法適用関連会社の数　2社

Baylor Miraca Genetics Laboratories, LLC、㈱あすも臨床薬理研究所

②持分法を適用していない非連結子会社（思裕（北京）医用技術有限公司、他1社）及び関連会社（フジ・エス・シー・バイオ㈱、他3社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

b．デリバティブ　時価法を採用しております。

c．たな卸資産

（国内連結子会社）

商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

製品・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

（在外連結子会社）

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として先入先出法による低価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は原則として定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、国内連結子会社である富士レビオ㈱の工具、器具及び備品のうち、機器システムリース用検査機器等については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～20年

b．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

顧客関連無形資産	5～30年
ソフトウエア	3～5年

c．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

d．長期前払費用　当社及び国内連結子会社は支出の効果が及ぶ期間で均等償却しており、在外連結子会社については、定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

a．貸倒引当金　（国内連結子会社）
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（在外連結子会社）
債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込相当額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

a．退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

b．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社等の資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は、期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

c．重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権・債務
通貨スワップ	外貨建金銭債権・債務
金利スワップ	借入金

ハ．ヘッジ方針
内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
原則として、実需に基づくものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象について、個別取引毎のヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

d．のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。なお、平成26年4月1日以降に米国子会社及び関連会社で計上されたのれんもしくはのれん相当額については、10年以内の定額法により償却を行っております。

e．消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法につ

いても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,660百万円減少し、利益剰余金が1,068百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ59百万円減少しております。
なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額が18.79円増加しております。また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、1.03円、1.02円減少しております。

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用）
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（改正実務対応報告第18号 平成27年3月26日）を当連結会計年度より早期適用し、平成26年4月1日以降に米国子会社及び関連会社で計上されたのれんもしくはのれん相当額について、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行う方法から、米国会計基準FASB Accounting Standards CodificationのTopic 350「無形資産－のれん及びその他」に基づき、10年以内の定額法により償却する方法へ変更しています。
なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報
連結納税制度の適用
当社及び一部の連結子会社は、平成28年3月期より連結納税制度の適用を受けることについて平成27年3月に国税庁長官の承認を受けました。これに伴い、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　89,212百万円

5. 連結損益計算書に関する注記
⑴事業構造改善費用
事業構造改善費用は、在外子会社における特別退職金等であります。
⑵減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
主なものは、以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
㈱エスアールエル（東京都八王子市）	受託臨床検査事業の開発中の自社利用ソフトウエア	その他無形固定資産	1,589
Fujirebio Europe N.V.（ベルギー）	臨床検査薬事業の無形固定資産	その他無形固定資産	1,003

当社グループは、稼働資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産等については個々にグルーピングしております。
㈱エスアールエルの受託臨床検査事業の開発中の自社利用ソフトウエアにおいては、システム開発計画を変更したことに伴い将来の使用が見込まれない部分について、帳簿価額を1,589百万円減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
Fujirebio Europe N.V.の臨床検査薬事業に関するその他無形固定資産については、国際財務報告基準に基づく減損テストを実施した結果、当初想定していた収益が見込めず公正価値が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額と公正価値との差額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、公正価値は、国際財務報告基準に基づき主としてインカム・アプローチにより測定しており、割引率は9.08%であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
⑴当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式　57,137,966株
⑵配当に関する事項
①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月22日取締役会	普通株式	2,523	43	平成26年3月31日	平成26年5月30日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	2,702	46	平成26年9月30日	平成26年12月2日
計	—	5,226	—	—	—

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成27年5月22日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項について次のとおり決議を予定しております。
a．配当金の総額　2,616百万円
b．配当の原資　利益剰余金
c．1株当たり配当額　46円
d．基準日　平成27年3月31日
e．効力発生日　平成27年6月2日
⑶当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　240,200株

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行による方針です。デリバティブは、外貨建債権・債務に係る将来の為替レートの変動を回避する目的で包括的な為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用し、また、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程、売掛金管理細則等に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況等を定期的に把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日です。

借入金及び社債は、主に投資及び営業取引に係る資金調達であり、主に固定金利によるものです。

デリバティブは、金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、外貨建債権・債務に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用します。デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	27,300	27,300	−
(2) 受取手形及び売掛金	38,734	38,734	−
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,536	1,536	−
資産計	67,570	67,570	−
(1) 支払手形及び買掛金	10,374	10,374	−
(2) 電子記録債務	1,437	1,437	−
(3) 未払法人税等	4,075	4,075	−
(4) 社債	10,000	10,051	51
(5) 長期借入金（※1）	18,150	18,219	69
負債計	44,038	44,158	120
デリバティブ取引（※2）	(2)	(2)	−

（※1）(5)長期借入金は、1年以内に返済予定のものを含めております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	16,333
出資金	130

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示対象には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額　3,016円78銭

(2)1株当たり当期純利益　274円82銭

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**27,900**
現金及び預金	21,026
売掛金	322
前払費用	29
繰延税金資産	554
未収収益	61
関係会社短期貸付金	2,172
未収入金	3,702
その他	31
固定資産	**114,511**
有形固定資産	**287**
建物	221
工具、器具及び備品	64
リース資産	1
無形固定資産	**267**
ソフトウエア	267
投資その他の資産	**113,956**
関係会社株式	104,929
出資金	63
関係会社長期貸付金	8,238
長期前払費用	10
繰延税金資産	2
その他	711
資産合計	**142,412**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**35,742**
1年内返済予定の長期借入金	6,000
未払金	117
未払費用	187
未払法人税等	13
預り金	29,165
前受収益	118
賞与引当金	20
その他	119
固定負債	**22,396**
社債	10,000
長期借入金	12,150
長期前受収益	242
その他	3
負債合計	**58,138**
（純資産の部）	
株主資本	**84,044**
資本金	**8,666**
資本剰余金	**24,388**
資本準備金	24,388
利益剰余金	**52,198**
利益準備金	928
その他利益剰余金	51,270
別途積立金	13,250
繰越利益剰余金	38,020
自己株式	**△ 1,209**
評価・換算差額等	**1**
その他有価証券評価差額金	1
新株予約権	**227**
純資産合計	**84,273**
負債純資産合計	**142,412**

損益計算書（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	18,075	
経営指導料	1,486	
役務収益	400	**19,961**
営業費用		**1,795**
営業利益		**18,166**
営業外収益		
受取利息	89	
受取賃貸料	330	
為替差益	381	
その他	2	**803**
営業外費用		
支払利息	116	
社債利息	50	
賃貸費用	290	
アドバイザリー費用	747	
その他	35	**1,239**
経常利益		**17,730**
特別利益		
新株予約権戻入益	9	**9**
税引前当期純利益		**17,740**
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	△ 502	△ 475
当期純利益		**18,216**

株主資本等変動計算書（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,433	24,155	0	24,155	928	13,250	34,378	48,556	△ 541	80,602
事業年度中の変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	233	233		233						467
剰余金の配当							△ 5,226	△ 5,226		△ 5,226
当期純利益							18,216	18,216		18,216
自己株式の取得									△ 10,016	△ 10,016
自己株式の消却			△ 0	△ 0			△ 9,348	△ 9,348	9,348	–
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	233	233	△ 0	233	–	–	3,642	3,642	△ 667	3,441
当期末残高	8,666	24,388	–	24,388	928	13,250	38,020	52,198	△ 1,209	84,044

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	242	80,845
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			467
剰余金の配当			△ 5,226
当期純利益			18,216
自己株式の取得			△ 10,016
自己株式の消却			–
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1	△ 15	△ 13
事業年度中の変動額合計	1	△ 15	3,427
当期末残高	1	227	84,273

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

⑵デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

⑶固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	5～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	5年

③リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用　支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

⑷引当金の計上基準

賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込相当額を計上しております。

⑸外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法　原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権・債務
通貨スワップ	外貨建金銭債権・債務
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針　内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

原則として、実需に基づくものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段及びヘッジ対象について、個別取引毎のヘッジ効果を検証しております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

⑺その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

従来、業務受託手数料（前事業年度54百万円）については「営業外収益」の「その他」に計上し、これに係る原価（前事業年度44百万円）を「営業外費用」の「その他」に計上しておりましたが、当事業年度より、「営業収益」の「役務収益」及び「営業費用」の区分に計上する方法に変更いたしました。

この変更は、業務受託の増加に伴うものであり、当社の営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。

3. 貸借対照表に関する注記

⑴有形固定資産の減価償却累計額	165百万円
⑵関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	434百万円
短期金銭債務	29,218百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営　業　収　益	19,961百万円
営　業　費　用	16百万円
営業取引以外の取引高	416百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	248,069株

6. 税効果会計に関する注記

⑴繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	725百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	747百万円
評価性引当額	△189百万円
繰延税金資産合計	557百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	556百万円

⑵法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は9百万円減少し、法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加しております。

⑶連結納税制度の適用

当社は、平成28年3月期より連結納税制度の適用を受けることについて平成27年3月に国税庁長官の承認を受けました。これに伴い、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

⑴子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	富士レビオ㈱	4,252 百万円	臨床検査薬 事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 3人	経営指導料の受取 配当金の受取 賃料の受取 資金の貸付 資金の預り 利息の受取 利息の支払	492 6,899 161 － － 37 0	売掛金 － 未収収益 短期貸付金 預り金 － －	44 － 20 1,150 3,446 － －
子会社	㈱エスアールエル	11,027 百万円	受託臨床検査 事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 5人	経営指導料の受取 配当金の受取 賃料の受取 資金の預り 利息の支払	840 11,175 169 － 2	売掛金 － 未収収益 預り金 －	75 － 20 12,529 －
子会社	Miraca USA, Inc.	0 千US$	受託臨床検査 事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 2人	経営指導料の受取 増資の引受 資金の貸付 資金の預り 利息の受取 利息の支払	154 8,017 9,079 － 42 0	売掛金 － 短期貸付金 長期貸付金 預り金 未収収益 未払費用	154 － 1,022 8,238 1,625 21 0
子会社	Miraca Life Sciences, Inc.	0 千US$	受託臨床検査 事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 1人	資金の預り 利息の支払	－ 0	預り金 未払費用	2,476 0
子会社	Fujirebio Diagnostics, Inc.	10,200 千US$	臨床検査薬 事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 1人	資金の預り 利息の支払	－ 0	預り金 未払費用	1,437 0
子会社	Fujirebio Europe N.V.	64,398 千EUR	臨床検査薬 事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 2人	資金の預り 利息の支払	－ 0	預り金 －	1,715 －
子会社	日本ステリ㈱	240 百万円	ヘルスケア関連 事業	間接100%	資金の預り	資金の預り 利息の支払	－ 0	預り金 －	1,882 －

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 経営指導料については、当社より提示した料率を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

3. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 当社と子会社との間の資金の貸付及び預りについては、キャッシュ･マネジメントシステムにより当社が一元管理しており、日々資金の貸付、預りが行われています。従って、取引金額としての把握が困難であることから、個別貸付を除き、期末の残高のみを記載しております。

5. 増資の引受は、Miraca USA, Inc.が行った増資を全額引き受けたものであります。

⑵役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円） （注1、3）	科目	期末残高 （百万円）
役員及びその近親者	田　澤　裕　光	（被所有） 直接0.03%	当社の執行役 子会社の取締役	新株予約権の権利行使 （注2）	11	－	－

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
平成23年6月23日及び平成24年6月26日開催の定時株主総会決議により、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
3. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記
⑴1株当たり純資産額　1,477円35銭
⑵1株当たり当期純利益　312円86銭

9. その他の注記
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

みらかホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　雅　弘　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　澤　山　宏　行　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　椎　野　泰　輔　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みらかホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

みらかホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　雅　弘　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　澤　山　宏　行　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　椎　野　泰　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

みらかホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員　能仲久嗣　㊞
監査委員　金子恭規　㊞
監査委員　井口直樹　㊞
監査委員　石黒美幸　㊞

(注) 監査委員 能仲久嗣、金子恭規、井口直樹及び石黒美幸は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

（ご参考）

連結財務指標

売 上 高

（単位：百万円）

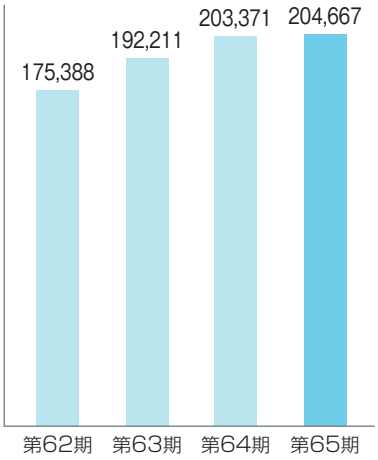

営業利益/経常利益

（単位：百万円）

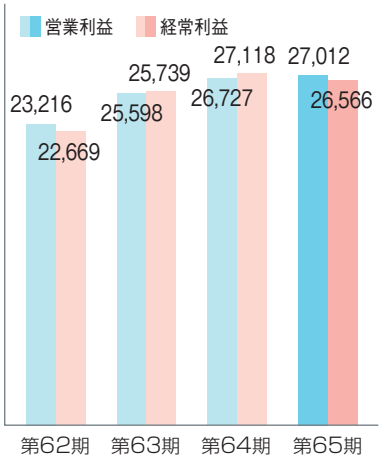

当 期 純 利 益

（単位：百万円）

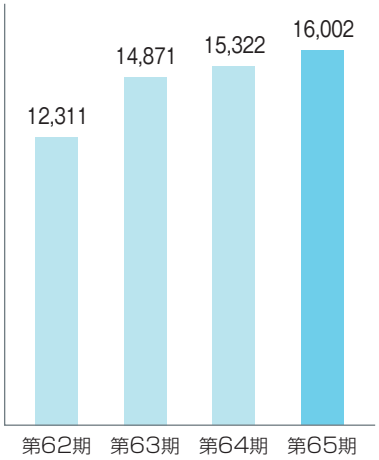

1株当たり当期純利益

（単位：円）

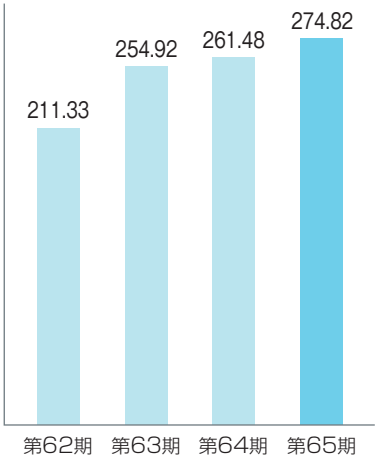

総資産/純資産

（単位：百万円）

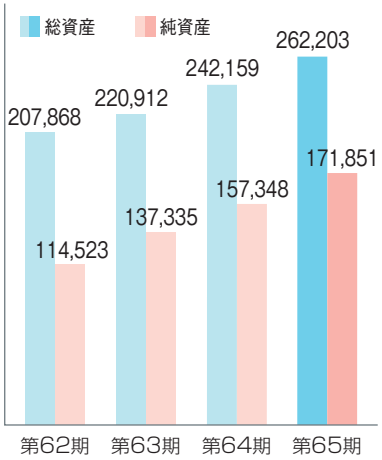

研究開発費/設備投資額

（単位：百万円）

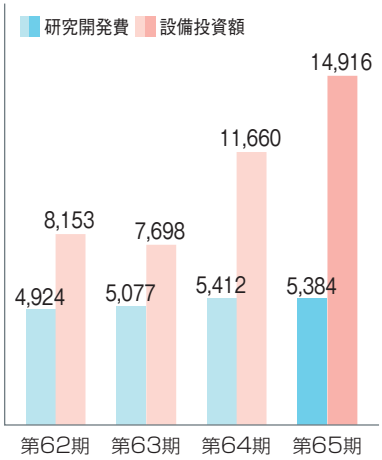

会社概要（平成27年3月31日現在）

社　　名	みらかホールディングス株式会社
本社所在地	〒163−0408 東京都新宿区西新宿2−1−1 新宿三井ビルディング TEL：03-5909-3335（代表）
資　本　金	8,666百万円
経営体制	委員会設置会社
従業員数	6,140名（連結）

株式の状況（平成27年3月31日現在）

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式の総数	57,137,966株
1単元の株式数	100株
株主数	5,327名

お　知　ら　せ

個人投資家向けIRセミナー

2015年7月4日（土）、有楽町朝日ホール（有楽町マリオン11F）で開催される「朝日新聞×会社四季報 第6回 個人投資家向けIRセミナー」（主催：朝日新聞社広告局、東洋経済新報社ビジネスプロモーション局）に参加いたします。

※セミナーの詳細につきましては参加者募集サイト（http://t.asahi.com/ir2015）をご覧ください。

所有者別株式の状況（平成27年3月31日現在）

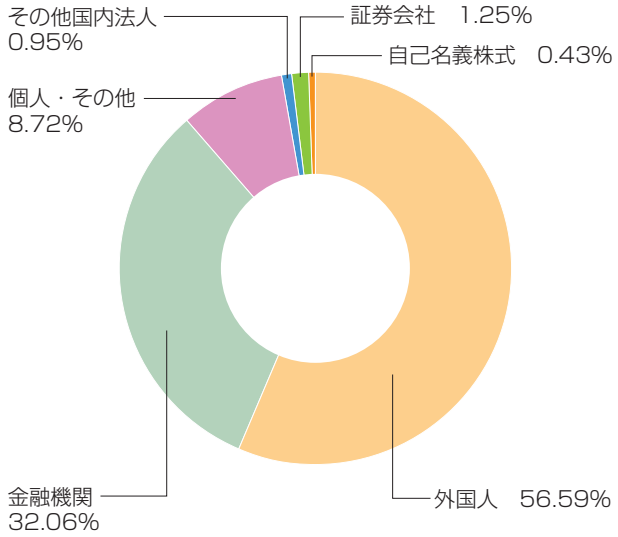

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
定時株主総会	毎年6月下旬
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
公告方法	電子公告（http://www.miraca-holdings.co.jp/） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 （特別口座の場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル　0120-288-324 （土・日・祝日を除く9:00～17:00）
各種手続お取扱店 （住所変更、株主配当金受取り方法の変更等）		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗） みずほ信託銀行 本店および全国各支店
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行、みずほ銀行の本店および全国各支店 （みずほ証券は取次のみとなります）	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

みらかホールディングス株式会社

〒163-0408　東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング
お問い合わせ：IR 広報グループ　TEL 03-5909-3337
http://www.miraca-holdings.co.jp/

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK